

道路、公園、駐車場および駐輪場に関する防犯上の指針

第1 通則

1 目的

この指針は「『なくそう犯罪』滋賀安全なまちづくり条例」（平成15年3月20日滋賀県条例第5号）第16条の規定に基づき、道路、公園、駐車場および駐輪場（以下「道路等」という）について、犯罪の防止に留意した構造、設備等に関する防犯上の指針を定め、これに基づく施策を推進することにより、未然に犯罪の被害から県民を守ることを目的とする。

2 適用範囲等

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、管理者等が努力すべき道路等の防犯性の向上に係る企画・設計上の留意事項や施設整備上の基準等を示すものである。

3 取組みの方法

- (1) この指針の適用にあたっては、関係法令等との関係、管理体制の整備状況、住民の要望等を検討した上、関係者と協議し対応するものとする。
- (2) この指針に基づく施策の推進にあたっては地域住民が不安を感じる事案の発生状況や地域住民の要望等も勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から順次、整備が図られるようにするとともに、県民等との協働による取組みにより、一層の犯罪防止に努めるものとする。

第2 整備指針等

1 道路

- (1) 道路（植栽を含む）やその周辺の空き地や草むらは、行政や県民、企業等が協働して、道路からの見通しの確保に努める。
- (2) 防犯灯及び道路照明灯（注1）は、それぞれの管理者が協力し、防犯の向上のため適切な配置に留意し、夜間において人の行動が視認できる程度以上の照度（注2）が確保できるように努める。
- (3) 道路構造や利用形態を勘案し、必要に応じてガードレールや横断防止柵等を用いて、車道と歩道の分離に努める。
- (4) 外部より見通しが悪く密室的要素がある地下道等においては、地域の防犯体制の確立を図り、必要に応じて非常ベルや赤色灯、防犯カメラ等の設置に努める。

2 公園

- (1) 一般的事項
 - ア 公園を新たに配置する場合は周辺に交番・駐在所、子ども110番の家等があり、沿道や周囲の住宅からの目が期待できる位置に配置することが望ましい。
 - イ 公園の計画時点から住民参加により住民に愛される魅力的な公園づくりをすすめるとともに、公園によっては時間を限った出入り制限も検討する。

- ウ 維持管理活動に周辺住民が積極的に参加できるように、利用や管理について話し合う機会を設けるなど住民参加の方法を工夫する。
- エ 公園サポーター 注3) に防犯にも留意した活動を求めるなど、日常から住民の目が注がれている公園であることをアピールする。

(2) 個別事項

- ア 外周部の植栽は、車上からでも見通しが確保できるよう高木と低木をバランスよく配置するとともに、下枝の剪定を行うよう留意する。
- イ 大規模公園 注4) では、緑の量を増やすだけでなく樹種などの緑の質や植樹する位置など死角をつくらない配置方法にも留意する。
- ウ 災害時に避難でき、周囲を常緑樹で囲むことが求められている防災公園にあっても、できる限り周辺からの見通し確保に留意する。
- エ 駐車場は、周辺からの見通しが確保される位置に計画する。
- オ 遊具の設置は、大規模公園ではその遊具周辺からの見通しを、その他の公園では道路や住居等からの見通しが確保できるようその種類や配置に留意する。
- カ 便所の出入口は二方向とし、周囲からの見通しと手洗い場の可視性を高めるとともに、防犯ベルや赤色灯などの警報装置を各個室に設置する。夜間も利用可能な便所については、人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度 注5) を確保する。
- キ 生活・通学路として利用される園路においては、園路からの見通しを確保するとともに、防犯灯・照明灯により夜間の人の行動を視認できる程度の照度を確保する。
- ク 公園内には防犯ベルや赤色灯などの警報装置が設置されていることが望ましい。
- ケ 公園は隣接する建物への侵入経路となる場合があることから境界部に近づきにくい植栽を配置したり乗り越えにくい柵を巡らすなど侵入対策に留意する。

3 駐車場

- (1) 駐車場の外周は周囲からの見通しが確保できるフェンス等で区分された構造とする。
- (2) 駐車場の管理にあたってはその規模等に応じて、以下のような防犯上の対策のうち必要と考えられる措置を講ずるものとする。
 - ア 管理者が常駐若しくは巡回する。
 - イ 管理者がモニターするカメラを設置する。
 - ウ 死角をなくすためのミラー、その他の防犯設備を設置する。
- (3) 地下または屋内の駐車場においては駐車用の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上の照度を確保する。屋外の駐車場においては夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。ただし、門扉等で閉鎖する、あるいはその他の防犯対策を講ずる場合はこの限りでない。

4 駐輪場

- (1) 駐輪場の外周は周囲からの見通しが確保できるフェンス、柵等で区分された構造とする。

- (2) 駐輪場の管理にあたってはその規模等に応じて、以下のような防犯上の対策のうち必要と考えられる措置を講ずるものとする。
- ア 管理者が常駐若しくは巡回する。
 - イ 管理者がモニターするカメラを設置する。
 - ウ 死角をなくすためのミラー、その他の防犯設備を設置する。
- (3) チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置により整列した駐輪を促し自転車の盗難防止に努める。
- なお、管理者は利用者に施錠をするよう、啓発に努めるものとする。
- (4) 駐車の用に供する部分の床面において、3ルクス以上の照度を確保する。

注1) 「道路照明灯」は、道路交通の安全、円滑な利用を図ることを目的に、交差点や横断歩道等に道路照明施設設置基準に基づき、道路管理者が設置する交通安全施設の一つである。

注2) 「人の行動が視認できる程度以上の照度」とは4m先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度がおおむね3ルクス以上のものをいう。

※ 平均水平面照度とは床面または地面における平均照度をいう

注3) 「公園サポーター」とは、公園周辺にお住まいの人々などのうち、公園の定期的な巡回や公園に関する情報収集を通して管理者に異常等を連絡していただく方々をいう。

注4) 「大規模公園」とはおおむね10ha以上の規模の公園をいう。

注5) 「人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは10m先の人の顔および行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度がおおむね50ルクス以上のものをいう。